

令和元(2019)年 5 月 15 日

教職員・学生 各位

公立鳥取環境大学学長

公立鳥取環境大学における敷地内禁煙の実施について

平成 30(2018)年 7 月 25 日付けで健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙をなくすため、令和元(2019)年 7 月 1 日から学校・病院及び行政機関等では、喫煙が禁止となります。

今回の法律の改正を受け、本学においては、令和元(2019)年 7 月 1 日から敷地内禁煙を実施することを決定しました。

これにより、現在設置している屋外 2 カ所の喫煙所は、令和元(2019)年 7 月 1 日に廃止します。

本学は、20 歳未満の学生等、受動喫煙による健康への影響が大きい利用者が多い施設であること並びに公共性の高い教育研究機関であることを踏まえ、学生、教職員及び学内外関係者の受動喫煙による健康被害を防止し、安心・安全で快適な教育研究環境の確保に取り組みます。

喫煙者におかれては、敷地内禁煙についてご理解いただくとともに、本学キャンパス周辺の路上や店舗等においても、周辺への迷惑となる喫煙を行わないように、受動喫煙防止に配慮いただくよう併せてお願いします。

担 当：事務局総務課

電 話：0857-38-6700

FAX：0857-38-6717

e-mail：soumu@kankyo-u.ac.jp